

体罰に関する実態把握結果について

	(実数)	(同定作業後)
アンケート記入件数	166	162
うち第三者判定作業なし(校長判断・その他)	85	82
うち第三者判定作業有	81	80
体罰認定数	46	42 (うち県費教員実数9人、市費1人)
+教員本人が認めたもの	28	24 (うち県費教員実数7人、市費1人)
+教員本人+児童生徒保護者が認めたもの	20	16 (うち県費教員実数6人、市費1人)

◆市内小中学校の状況

類型	学校数
I 教員・児童生徒・保護者からの報告なし	7
II 教員・児童生徒・保護者からの報告有かつ体罰認定無	9
II 教員・児童生徒・保護者からの報告有かつ体罰認定有	6

◆県への報告について

- 第三者委員会の判断を尊重する
- 発生年月日等により同定⇒不明分は計上しているため、重複の可能性有

体罰状況報告書作成要領

1 報告対象等

(1) 報告対象職員は、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教育職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤の者を含む。））、実習助手及び寄宿舎指導員）であること。

なお、事務職員や教育委員会事務局職員は対象外であること。

(2) 複数の児童生徒に対する体罰あるいは複数回に及ぶ体罰であっても、それらについてなされた処分等が1回であれば、当該事案は「1件」として回答すること。

また、処分等がなされていないものであっても、同一教職員による複数回の体罰事案は、これを1件と数えること。

2 各項目の記入方法

(1) 発生年月日

平成24年度中に発生した体罰事案について、当該発生年月日を記入すること。

1の(2)で示した考え方により複数回の事案を1件として計上する場合は、最も古い事案の発生年月日を記入すること。

(2) 処分年月日

平成24年度中になされた懲戒処分等の年月日を記入すること。検討中の事案については「-」（バー）を記入すること。

(3) 懲戒処分の種類

平成24年度中になされた（又はなされる予定の）懲戒処分について、発生年月日順に当事者責任と監督者責任（所属職員を指揮監督する者（校長等）の責任）別に記入すること。なお、同一日に同一の事由で複数の処分を行っている場合は、それぞれ別に記入すること。

(4) 訓告等

懲戒処分に至らなかったが、教育委員会が職務上の注意として訓告（文書訓告、口頭訓告、嚴重注意、説諭、諭旨等）を行った（又は行う予定の）者の数を(3)により記入すること。

(5) 諭旨免職

諭旨免職（非違行為の引責辞職をいう。）した者の数を(3)により記入すること。

(6) 当事者の学校種等

当事者責任により懲戒処分等を受けた者の「学校種」について、以下の記号をリストから入力すること。（記号を入力することで自動的に学校種が表示されるよう関数を入力してあります。以下同。）「学校種」は、体罰を行った当時のものとするが、体罰を複数回行っており、それぞれ「学校種」が異なる場合は、そのうち主なものを1つ選んでリストから入力すること。また、「学校番号」を併せて記入すること（「学校調査番号」等、個別の学校を区別するものであれば任意の数字でよい）。

<学校種>

ア 小学校 イ 中学校 ウ 高等学校 エ 中等教育学校 オ 特別支援学校

(7) 被害を受けた児童生徒人数

体罰事案において被害を受けた児童生徒人数を学校種及び学年ごとに記入すること。

また、学年が複数に及ぶ場合は、それぞれ入力すること。

(8) 体罰時の状況

体罰が行われた「場面」及び「場所」について、それぞれ以下の記号をリストから入力すること。なお、処分事案に該当するものが複数ある場合は、そのうち主なものを1つ選んでリストから入力すること。

<体罰が行われた場面>

ア 授業中 イ 放課後 ウ 休み時間 エ 部活動 オ 学校行事
カ ホームルーム キ その他

<体罰が行われた場所>

ア 教室 イ 職員室 ウ 運動場、体育館 エ 生徒指導室
オ 廊下、階段 カ その他

(9) 体罰の態様

以下の記号をリストから入力すること。なお、体罰の態様が複数ある場合は、そのうち主なものを1つ選んでリストから入力すること。なお、「その他」とは有形力の行使により行われたものではないもの等を指す。

<体罰の態様>

ア 素手で殴る イ 棒などで殴る ウ 蹴る エ 投げる・転倒させる
オ 殴る及び蹴る等 カ その他

(10) 被害の状況

体罰を受けた児童生徒の被害の状況について、以下の記号をリストから入力すること。なお、体罰を受けた児童生徒が複数であって、それぞれの被害の状況が異なる場合は、そのうち主なものを1つ選んでリストから入力すること。

<被害の状況>

ア 死亡 イ 骨折・捻挫など ウ 鼓膜損傷 エ 外傷 オ 打撲(頭)
カ 打撲(顔) キ 打撲(足) ク 打撲(オ～キ以外) ケ 鼻血
コ 髪を切られる サ その他 シ 傷害なし

※教職員用及び児童生徒・保護者用調査用紙では、「ア 骨折」、「イ 捻挫」となっているので、入力の際十分注意すること。

(11) 体罰事案の把握のきっかけ

教育委員会及び学校が行った体罰事案の把握のきっかけについて、以下の記号をリストから選択し、様式の該当欄に「1」を入力すること。(複数回答可)。

<体罰事案の把握のきっかけ>

ア 児童生徒の訴え イ 保護者の訴え ウ 教員の申告
エ 第三者の通報 オ その他

(12) 体罰事案の把握の手法

体罰事案の把握の手法として、事情を聴取した者を、以下の記号をリストから選択し、様式の該当欄に「1」を入力すること。(複数回答可)。

<体罰事案の把握の手法>

ア 当事者教員 イ その他教員 ウ 被害児童生徒
エ その他児童生徒 オ 保護者 カ その他(第三者)

※保護者については、ウ、エの保護者両方を含む。

「体罰に関するアンケート調査」留意事項

1 調査対象

- (1) 教職員：小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育職員
(校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤の者を含む。）)
- (2) 児童生徒及び保護者

2 教職員に対する調査について

- (1) 調査の趣旨の徹底
職員会議等において、校長から全教職員に対し、調査の趣旨や体罰の考え方を説明し、体罰によらない学校づくりについての指導を行う。
- (2) 調査用紙の配布方法
全教職員に対して調査用紙を配布する。
なお、体罰を行った（見た）と回答した教職員及び他の教職員又は児童生徒・保護者から体罰（と思われる行為）を行ったと指摘を受けた教職員については、後日個別に聴き取り調査を行う旨を伝える。
- (3) 調査用紙の回収方法
指定した期日までに直接管理職へ提出させる。（全員回収）

3 児童生徒・保護者に対する調査について

- (1) 調査用紙の配布方法
全児童生徒に対して、保護者向け通知文及び調査用紙と封筒を配布し、自宅において保護者とともに記入するように伝える。
なお、保護者向け通知文にも記載のとおり、体罰と思われる行為を受けた（見た）と回答した児童生徒・保護者及び、他の児童生徒・保護者から、体罰と思われる行為を受けたとされた児童生徒・保護者については、後日個別に聴き取り調査を行う旨を伝える。
- (2) 回収方法
封筒に入れ、厳封したものを指定した期日までに提出させる（全員から回収する。）。
なお、封筒の開封は、管理職が行う。

4 調査用紙の取扱いについて

- ・ 教職員に対する「体罰に関するアンケート」調査票については、写しを市町村教育委員会に提出する。
- ・ 児童生徒・保護者に対する「体罰に関するアンケート」調査票については、体罰に関する記述のあるものは写しを市町村教育委員会に提出する。

5 その他

本年度卒業生についても、報告期限に間に合うよう調査日程を考慮すること。